

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成21年2月12日提出
【計算期間】 第10計算期間
（自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
【ファンド名】 アクティブ・ニッポン（愛称：武蔵）
【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 樋口 三千人
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】 長谷川 英男
【連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】 03-5695-2111
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1. アクティブ・ニッポン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

（注）当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド（アクティブ・ニッポン・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。

2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
3. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
5. マザーファンドの主要投資対象は、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式であり、投資態度は、次のとおりです。
 - (a) 株式の組入比率、銘柄ごとへの投資額、銘柄入替えのタイミング等は、投資環境等に応じて決定します。
 - (b) 景気循環等の相場環境に応じてポートフォリオの性格を大胆に変更します。
 - (c) 相場環境によっては、株式の組入比率を大胆に低めることがあります。
 - (d) 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
 - (e) 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
6. マザーファンドの運用担当者からのメッセージ

■ 運用担当者 山野井 徹のプロフィール

1989年 大和証券投資信託委託株式会社入社。国内株式トレーディング部門に所属。

1990年 国内株式のアクティブ運用ファンドを担当し現在に至る。

■ チーム運用体制

マザーファンドの運用では、経済動向分析、企業調査分析、定量分析の各分野の専門家と最終的な意思決定を行なう運用担当者からなる運用チームを編成し、効率的な情報収集と専門的な分析を通じて機動的な運用を行ないます。

■ 運用プロセス

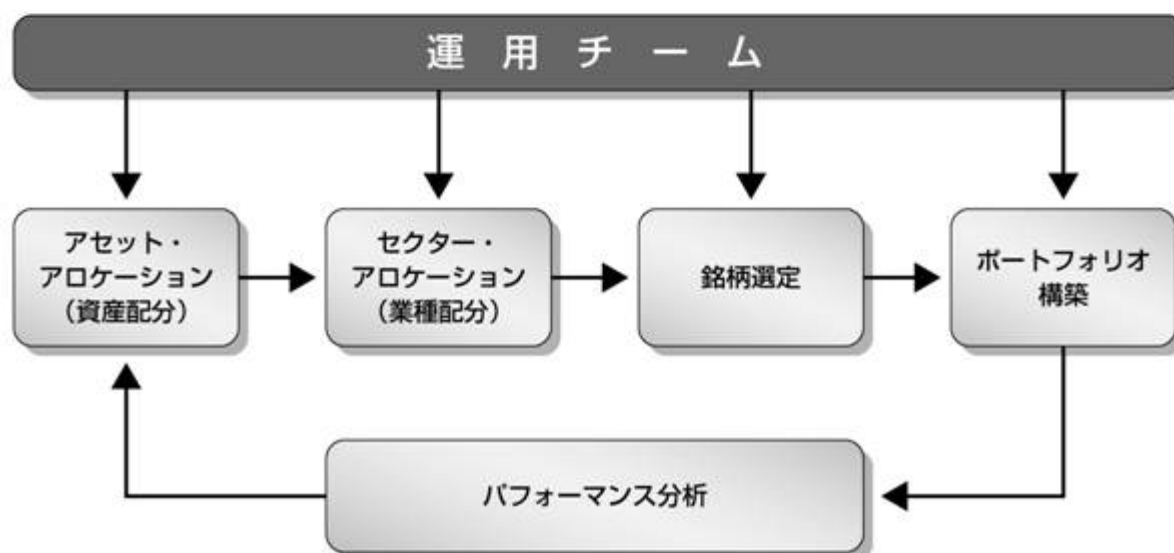
運用チームは、社内リサーチ部門を活用した投資分析によりアセット・アロケーション、セクター・アロケーション、銘柄選定のプロセスを経てポートフォリオを構築します。統計的な手法を活用したパフォーマンス分析をフィードバックし、次の投資戦略に活かします。一貫した運用プロセスと組織的なリスク管理により付加価値を追求します。

運用チーム



※運用チーム、各担当者は変更になる場合があります。

運用プロセス



7. 当ファンドの愛称は、臨機応変の対応をしたとされている剣豪宮本武蔵にならい名付けることといたしました。
8. 原則としていつでもお買付け、ご換金をお申込みいただけます。
9. 毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(2) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
お取扱窓口	販売会社	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3 ） 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
		収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3 ） 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	
受託会社	三菱UFJ 信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	損益↑↓信託金（ 3 ） 信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
		損益↑↓投資 わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式 など （マザーファンド方式で運用します。）
投資対象		

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成20年12月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

アクティブ・ニッポン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

ロ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90％程度以上に維持することを基本とします。

ハ．株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

ニ．大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前2.から前6.までの証券の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する本邦通貨表示の証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.の証券のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

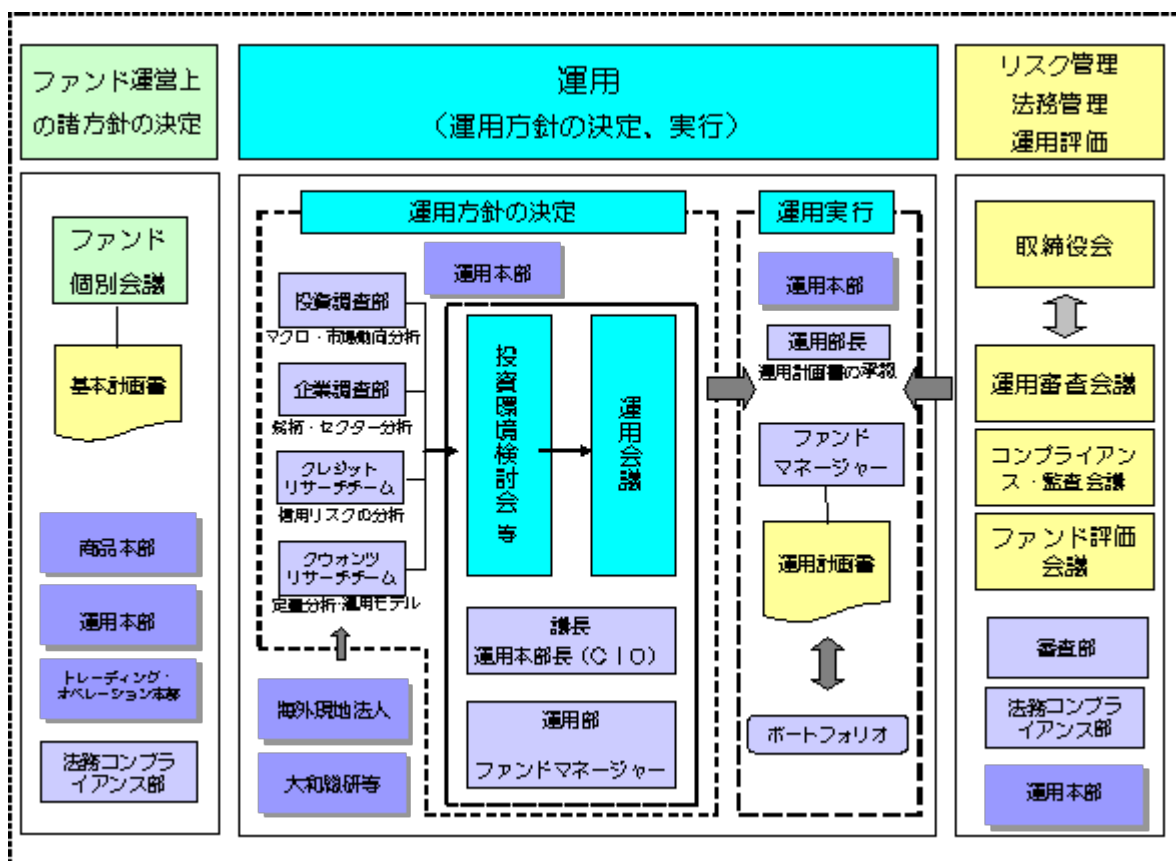
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 の1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（ＣＩＯ）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

ＣＩＯが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．運用本部長（ＣＩＯ）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．運用副本部長（１～５名程度）

ＣＩＯを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に１名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は１５～２５名程度です。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

上記の運用体制は平成２０年１２月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等（信託約款）

イ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．前ハ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参 考> マザーファンド（アクティブ・ニッポン・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

「１ ファンドの性格」「(1) ファンドの目的及び基本的性格」<ファンドの特色>の5.をご参照下さい。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲（３）、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

１０．コマーシャル・ペーパー

１１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19. の有価証券の性質を有するもの

なお、前1. の証券または証書、前12. ならびに前16. の証券または証書のうち前1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2. から前6. までの証券ならびに前12. および前16. の証券または証書のうち前2. から前6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13. の証券および前14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

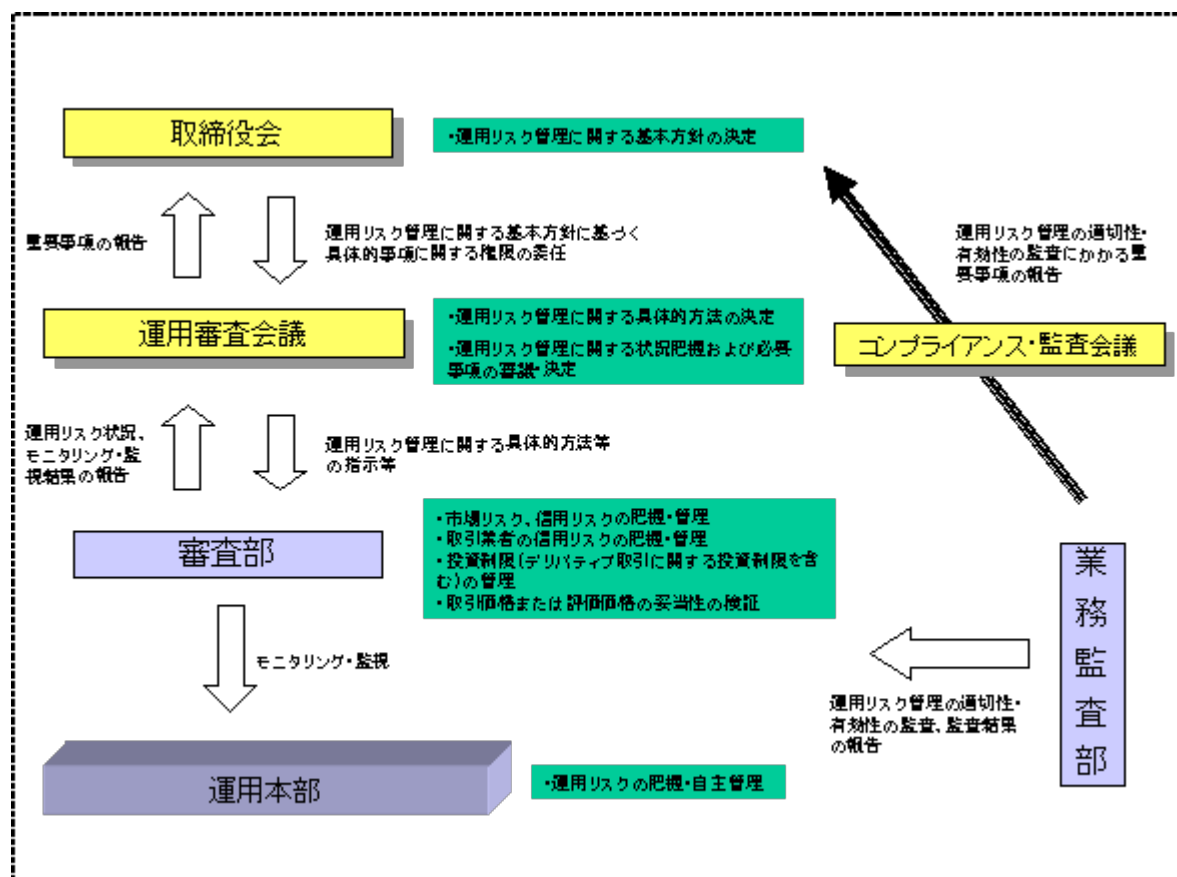
ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.596%（税抜1.52%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

イ．委託会社への配分

計算期間を通じて毎日、信託報酬の総額からロ．およびハ．を除いた額とします。

ロ．販売会社への配分

各販売会社ごとに、計算期間を通じて毎日、各販売会社の取扱い純資産額に、次に掲げる a．および b．の率を合計した率を乗じて得た額とします。

a．

各販売会社の取扱い純資産額	率
300億円未満の場合	年0.63%（税抜0.60%）
300億円以上1,000億円未満の場合	年0.7035%（税抜0.67%）
1,000億円以上の場合	年0.84%（税抜0.80%）

b．

信託財産の純資産総額	率
300億円未満の場合	0
300億円以上500億円未満の場合	年0.002625%（税抜0.0025%）
500億円以上1,000億円未満の場合	年0.009765%（税抜0.0093%）
1,000億円以上1,500億円未満の場合	年0.01428%（税抜0.0136%）
1,500億円以上2,000億円未満の場合	年0.01617%（税抜0.0154%）
2,000億円以上2,500億円未満の場合	年0.01722%（税抜0.0164%）
2,500億円以上3,000億円未満の場合	年0.017955%（税抜0.0171%）
3,000億円以上3,500億円未満の場合	年0.018375%（税抜0.0175%）
3,500億円以上4,000億円未満の場合	年0.018795%（税抜0.0179%）
4,000億円以上4,500億円未満の場合	年0.019005%（税抜0.0181%）
4,500億円以上5,000億円未満の場合	年0.019215%（税抜0.0183%）

（注）5,000億円以上は省略。

ハ．受託会社への配分

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

信託財産の純資産総額	率
300億円未満の部分	年0.105%（税抜0.10%）
300億円以上500億円未満の部分	年0.084%（税抜0.08%）
500億円以上の部分	年0.063%（税抜0.06%）

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担と

し、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。平成21年および平成22年において、1年間に受取る普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下のものは除外されます。）を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合申告分離課税または総合課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合は、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、1年間の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。なお、当該合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、その超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税さ

れません。

なお、益金不算入制度（当ファンドの場合、対象金額は二分の一となります。）および税額控除制度が適用されます。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（ ）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成20年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	47,396,329,710	99.98
内 日本	47,396,329,710	99.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	9,536,451	0.02
純資産総額	47,405,866,161	100.00

（参考）アクティブ・ニッポン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
株式	44,861,077,700	90.70
内 日本	44,861,077,700	90.70
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,597,667,153	9.30
純資産総額	49,458,744,853	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	2,977,000,000	6.02
内 日本	2,977,000,000	6.02

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 【投資資産】（平成20年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	アクティブ・ニッポン・マ ザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	52,476,007,208	0.85670 44,956,638,835	0.9032 47,396,329,710	- -	99.98%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.98%
合計	99.98%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) アクティブ・ニッポン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ 日本	株式 銀行業	3,052,200	500 1,526,567,400	549 1,675,657,800	- -	3.39%
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	480,000	3,043 1,460,885,220	2,905 1,394,400,000	- -	2.82%
3	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	5,860	160,100 938,186,000	176,400 1,033,704,000	- -	2.09%
4	三井住友フィナンシャルＧ 日本	株式 銀行業	2,390	314,000 750,460,000	376,000 898,640,000	- -	1.82%
5	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	1,300	754,000 980,200,000	689,000 895,700,000	- -	1.81%
6	みずほフィナンシャルＧ 日本	株式 銀行業	3,300	212,500 701,250,000	257,700 850,410,000	- -	1.72%
7	ネットワンシステムズ 日本	株式 情報・通信業	4,650	153,700 714,705,000	180,300 838,395,000	- -	1.70%
8	ヤマダ電機 日本	株式 小売業	130,000	5,907 767,986,798	6,180 803,400,000	- -	1.62%
9	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	1,680	431,000 724,080,000	468,000 786,240,000	- -	1.59%
10	任 天 堂 日本	株式 その他製品	23,000	30,059 691,377,471	33,750 776,250,000	- -	1.57%
11	東京電力 日本	株式 電気・ガス業	255,000	2,950 752,250,000	3,000 765,000,000	- -	1.55%
12	塩野義製薬 日本	株式 医薬品	330,000	2,210 729,300,000	2,295 757,350,000	- -	1.53%
13	三井物産 日本	株式 卸売業	836,000	781 652,980,079	901 753,236,000	- -	1.52%
14	東京海上ＨＤ 日本	株式 保険業	290,000	2,603 755,129,455	2,580 748,200,000	- -	1.51%
15	カルチュア・コンビニエンス 日本	株式 サービス業	820,000	800 656,000,000	912 747,840,000	- -	1.51%
16	第一三共 日本	株式 医薬品	340,000	1,908 648,720,000	2,100 714,000,000	- -	1.44%
17	三菱商事 日本	株式 卸売業	550,000	1,129 621,049,402	1,238 680,900,000	- -	1.38%
18	住友鉱山 日本	株式 非鉄金属	700,000	745 521,897,862	942 659,400,000	- -	1.33%
19	ローソン 日本	株式 小売業	124,000	5,250 651,000,000	5,190 643,560,000	- -	1.30%

20	千葉銀行	日本	株式 銀行業	1,167,000	462 539,154,000	550 641,850,000	- -	1.30%
21	楽天	日本	株式 サービス業	11,200	53,143 595,201,722	57,000 638,400,000	- -	1.29%
22	協和発酵キリン	日本	株式 医薬品	665,000	855 568,575,000	929 617,785,000	- -	1.25%
23	ポイント	日本	株式 小売業	122,000	5,000 610,000,000	4,940 602,680,000	- -	1.22%
24	大 林 組	日本	株式 建設業	1,135,000	529 600,415,000	530 601,550,000	- -	1.22%
25	本田技研	日本	株式 輸送用機器	315,000	2,045 644,175,000	1,906 600,390,000	- -	1.21%
26	東北電力	日本	株式 電気・ガス業	246,000	2,410 592,860,000	2,435 599,010,000	- -	1.21%
27	クボタ	日本	株式 機械	888,000	523 465,027,045	634 562,992,000	- -	1.14%
28	三菱地所	日本	株式 不動産業	384,000	1,240 476,426,260	1,447 555,648,000	- -	1.12%
29	三井不動産	日本	株式 不動産業	377,000	1,249 470,972,546	1,461 550,797,000	- -	1.11%
30	日本製鋼所	日本	株式 機械	445,000	923 410,804,593	1,230 547,350,000	- -	1.11%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	90.70%
合計	90.70%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	3.49%
食料品	1.71%
繊維製品	0.78%
パルプ・紙	0.93%
化学	4.71%
医薬品	5.39%
石油・石炭製品	0.47%
ゴム製品	0.90%
ガラス・土石製品	0.76%
鉄鋼	1.27%
非鉄金属	2.15%
機械	5.63%
電気機器	9.01%
輸送用機器	5.83%
精密機器	0.44%
その他製品	2.53%
電気・ガス業	3.43%
陸運業	3.41%

海運業	0.54%
情報・通信業	8.73%
卸売業	3.64%
小売業	5.97%
銀行業	10.03%
証券・商品先物取引業	0.37%
保険業	2.16%
不動産業	3.45%
サービス業	2.99%
合計	90.70%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（単位：円）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	日本	日経平均先物 2009年3月	買建	220	1,870,232,926	1,942,600,000	3.93%
		TOPIX先物 2009年3月	買建	120	988,158,235	1,034,400,000	2.09%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （円）
設定時 （平成10年11月20日）	24,388,852,920	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成11年11月19日）	185,178,009,099	188,540,271,225	1.6523	1.6823
第2計算期間末 （平成12年11月20日）	302,210,838,279	302,574,377,786	0.8313	0.8323
第3計算期間末 （平成13年11月19日）	192,048,974,770	192,048,974,770	0.5578	0.5578
第4計算期間末 （平成14年11月19日）	119,914,429,373	119,914,429,373	0.4084	0.4084
第5計算期間末 （平成15年11月19日）	103,071,153,585	103,071,153,585	0.4554	0.4554
第6計算期間末 （平成16年11月19日）	99,297,657,009	99,680,547,166	0.5187	0.5207

第7計算期間末 (平成17年11月21日)	118,459,018,915	119,233,187,455	0.7651	0.7701
第8計算期間末 (平成18年11月20日)	111,474,253,320	111,474,253,320	0.7728	0.7728
第9計算期間末 (平成19年11月19日)	93,638,096,531	93,638,096,531	0.7675	0.7675
平成19年12月末日	90,023,007,028	-	0.7535	-
平成20年1月末日	79,344,203,261	-	0.6669	-
2月末日	77,754,116,123	-	0.6554	-
3月末日	71,675,320,495	-	0.6053	-
4月末日	79,266,064,557	-	0.6738	-
5月末日	81,325,558,128	-	0.6940	-
6月末日	74,986,921,819	-	0.6428	-
7月末日	73,384,152,281	-	0.6318	-
8月末日	69,103,149,935	-	0.5978	-
9月末日	59,804,745,474	-	0.5218	-
10月末日	46,581,779,075	-	0.4081	-
第10計算期間末 (平成20年11月19日)	44,621,682,553	44,621,682,553	0.3912	0.3912
11月末日	45,633,358,426	-	0.3943	-
12月末日	47,405,866,161	-	0.4114	-

（注）当ファンドは平成11年11月19日の決算処理後に1口を1.5に再分割しており、分割後の1口当たりの純資産額は1.1015円となっております。

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第1計算期間	0.0300
第2計算期間	0.0010
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0020
第7計算期間	0.0050
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	68.2
第2計算期間	24.4
第3計算期間	32.9
第4計算期間	26.8
第5計算期間	11.5
第6計算期間	14.3

第7計算期間	48.5
第8計算期間	1.0
第9計算期間	0.7
第10計算期間	49.0

（注）第2計算期間の収益率は分割後の1口当たりの純資産額に基づいております。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成10年11月20日：	信託契約締結、当初設定、運用開始
平成11年11月19日：	受益権の再分割（1対1.5）
平成13年 8月 4日：	信託期間を無期限に変更（当初は平成20年11月19日まで）
平成14年 2月14日：	主要投資対象をアクティブ・ニッポン・マザーファンドの受益証券に変更
平成15年 2月13日：	当ファンドおよびアクティブ・ニッポン・マザーファンドの投資態度の一部を変更（平成15年3月6日より適用）

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になこともできます。

・ お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

・ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年11月20日から翌年11月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前5. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 3. または前 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第10期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アクティブ・ニッポン

(1) 【貸借対照表】

		第9期 平成19年11月19日現在 金 額（円）	第10期 平成20年11月19日現在 金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		896,072,426	593,267,578
親投資信託受益証券		93,630,456,107	44,577,114,384
流動資産合計		94,526,528,533	45,170,381,962
資産合計		94,526,528,533	45,170,381,962
負債の部			
流動負債			
未払解約金		26,910,677	18,381,461
未払受託者報酬		42,329,249	29,245,832
未払委託者報酬		817,796,226	499,333,470
その他未払費用		1,395,850	1,738,646
流動負債合計		888,432,002	548,699,409
負債合計		888,432,002	548,699,409
純資産の部			
元本等			
元本	1	81,642,669,183	76,406,767,608
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	11,995,427,348	31,785,085,055
（分配準備積立金）		4,321,681,760	3,986,289,026
元本等合計		93,638,096,531	44,621,682,553
純資産合計		93,638,096,531	44,621,682,553
負債純資産合計		94,526,528,533	45,170,381,962

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第9期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日 金 額（円）	第10期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日 金 額（円）
営業収益		
受取利息	2,984,817	1,916,531
有価証券売買等損益	3,493,803,931	42,589,341,723
営業収益合計	3,496,788,748	42,587,425,192
営業費用		
受託者報酬	87,648,326	62,950,581
委託者報酬	1,708,344,993	1,107,845,275
その他費用	3,653,149	3,548,699
営業費用合計	1,799,646,468	1,174,344,555
営業利益又は営業損失（ ）	1,697,142,280	43,761,769,747
経常利益又は経常損失（ ）	1,697,142,280	43,761,769,747
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,697,142,280	43,761,769,747
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額（ ）	2,747,541,176	1,005,026,248
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,144,775,067	11,995,427,348
剰余金増加額又は欠損金減少額	608,187,622	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	608,187,622	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,707,136,445	1,023,768,904
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,707,136,445	931,703,852
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	92,065,052
分配金 1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,995,427,348	31,785,085,055

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第9期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第10期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成18年11月19日が休日のため、前計算期間末日を平成18年11月20日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	_____

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第9期 平成19年11月19日現在	第10期 平成20年11月19日現在
1. 1	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	81,642,669,183円 1,047,879,545円 6,283,781,120円
2.	計算期間末日における受益権の総数	114,069,723,574口
3. 2	元本の欠損	_____
		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,785,085,055円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第9期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日		第10期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（30,757,846,239円）及び分配準備積立金（4,321,681,760円）より分配対象額は35,079,527,999円（1万口当たり2,875.30円）であります。分配を行っておりません。		計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（18,780,006,192円）及び分配準備積立金（3,986,289,026円）より分配対象額は22,766,295,218円（1万口当たり1,995.82円）であります。分配を行っておりません。	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第9期 平成19年11月19日現在		第10期 平成20年11月19日現在	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	93,630,456,107	793,947,672	44,577,114,384	41,515,412,330
合計	93,630,456,107	793,947,672	44,577,114,384	41,515,412,330

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第9期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第10期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第10期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第9期 平成19年11月19日現在	第10期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7675円 (7,675円)	0.3912円 (3,912円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	アクティブ・ニッポン・マザーファンド	51,997,100,547	114,384	
親投資信託受益証券 合計		51,997,100,547	114,384	
合計		51,997,100,547	114,384	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「アクティブ・ニッポン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「アクティブ・ニッポン・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成19年11月19日現在 金 額（円）	平成20年11月19日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	694,481	97,682
コール・ローン	5,845,679,755	5,680,033,245
株式 3	91,130,400,100	40,394,613,800
派生商品評価勘定	4,325,918	9,945,776
未収入金	409,949,405	298,822,808
未収配当金	511,325,350	418,053,080
前払金	-	216,400,000
差入委託証拠金	-	4,000,000
流動資産合計	97,902,375,009	47,021,966,391
資産合計	97,902,375,009	47,021,966,391
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,156,589	257,120,720
前受金	31,400,000	-
未払金	254,165,532	246,401,254
流動負債合計	294,722,121	503,521,974
負債合計	294,722,121	503,521,974
純資産の部		
元本等		
元本 1	58,943,912,236	54,259,892,441
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ） 2	38,663,740,652	7,741,448,024
元本等合計	97,607,652,888	46,518,444,417
純資産合計	97,607,652,888	46,518,444,417
負債純資産合計	97,902,375,009	47,021,966,391

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	受取配当金

	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （会計方針の変更） 従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
--	--	--

（貸借対照表に関する注記）

区 分		平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1. 1	本報告書における開示対象 ファンドの期首における当該 親投資信託の元本額	70,632,099,044円	58,943,912,236円
	同期中における追加設定元本 額	886,702,202円	278,989,628円
	同期中における一部解約元本 額	12,574,889,010円	4,963,009,423円
	同期末における元本の内訳		
ファンド名	アクティブ・ニッポンV A	2,155,957,275円	1,997,117,069円
	アクティブ・ニッポン	56,543,544,965円	51,997,100,647円
	D C・ダイワ・アクティブ・ ニッポン（確定拠出年金専用 ファンド）	244,409,996円	265,674,725円
計		58,943,912,236円	54,259,892,441円

2.	本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	58,943,912,236口	54,259,892,441口
3.	2 元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は7,741,448,024円でありま す。
4.	3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠 金代用有価証券として以下の とおり差入を行っております。	先物取引に係る差入委託証拠 金代用有価証券として以下の とおり差入を行っております。
		株式 1,224,000,000円	株式 610,000,000円

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成19年11月19日現在		平成20年11月19日現在	
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	91,130,400,100	547,591,067	40,394,613,800	26,293,674,336
合計	91,130,400,100	547,591,067	40,394,613,800	26,293,674,336

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで、及び平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左

2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

株式関連

種 類	平成19年11月19日 現在				平成20年11月19日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損 益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								

買 建	3,062,950,000	-	3,058,650,000	3,300,000	3,550,700,000	-	3,304,500,000	246,200,000
合計	3,062,950,000	-	3,058,650,000	3,300,000	3,550,700,000	-	3,304,500,000	246,200,000

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.6559円 (16,559円)	0.8573円 (8,573円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1） 株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
大 林 組	1,135,000	529	600,415,000	
鹿島建設	990,000	273	270,270,000	
戸田建設	410,000	320	131,200,000	
きんでん	470,000	829	389,630,000	
日 揮	140,000	1,076	150,640,000	
N E C ネットスアイ	157,900	1,008	159,163,200	
ヤクルト	35,000	1,823	63,805,000	
ローソン	124,000	5,250	651,000,000	
ポイント	153,000	5,000	765,000,000	
双日	300,000	141	42,300,000	
日本たばこ産業	1,650	300,000	495,000,000	

野村不動産ＨＬＤＧＳ	210,000	1,355	284,550,000	
セブン＆アイ・ＨＬＤＧＳ	119,000	2,895	344,505,000	
三菱レイヨン	1,150,000	236	271,400,000	
ＩＴホールディングス	167,000	1,322	220,774,000	
日本製紙Ｇ本社	1,280	313,000	400,640,000	
クレハ	1,000,000	412	412,000,000	
イビデン	98,000	1,512	148,176,000	
信越化学	101,000	4,220	426,220,000	
協和発酵キリン	665,000	855	568,575,000	
宇部興産	2,200,000	178	391,600,000	
武田薬品	94,000	4,670	438,980,000	
塩野義製薬	330,000	2,210	729,300,000	
小野薬品	30,000	4,650	139,500,000	
みらかホールディングス	48,000	1,829	87,792,000	
第一三共	340,000	1,908	648,720,000	
ヤフー	5,000	32,550	162,750,000	
楽天	10,300	52,900	544,870,000	
カルチュア・コンビニエンス	820,000	800	656,000,000	
ハドソン	197,100	966	190,398,600	
富士フイルムＨＬＤＧＳ	140,000	2,275	318,500,000	
ドクターシーラボ	1,790	166,300	297,677,000	
新日本石油	520,000	355	184,600,000	
住友ゴム	470,000	833	391,510,000	
旭硝子	386,000	503	194,158,000	
東海カーボン	480,000	388	186,240,000	
東洋炭素	15,000	4,270	64,050,000	
住友金属工業	1,900,000	221	419,900,000	
大同特殊鋼	812,000	258	209,496,000	
日本製鋼所	300,000	896	268,800,000	
住友鋁山	380,000	631	239,780,000	
ダイハツディ－ゼル	409,000	470	192,230,000	
日阪製作所	140,000	1,120	156,800,000	
小松製作所	310,000	1,054	326,740,000	
住友重機械	1,453,000	338	491,114,000	
クボタ	460,000	511	235,060,000	
東洋エンジニア	380,000	250	95,000,000	
ダイキン工業	83,000	2,305	191,315,000	
栗田工業	176,000	2,280	401,280,000	

日 立	1,130,000	447	505,110,000	
東 芝	643,000	328	210,904,000	
三菱電機	602,000	497	299,194,000	
マキタ	90,000	1,819	163,710,000	
日本電産	75,900	4,670	354,453,000	
セイコーエプソン	95,000	1,310	124,450,000	
パナソニック	595,000	1,462	869,890,000	
ソ ニ ー	180,000	1,950	351,000,000	
ホシデン	210,000	1,180	247,800,000	
シスメックス	122,000	3,310	403,820,000	
ファナック	78,000	5,410	421,980,000	
新光電気工業	190,000	487	92,530,000	
パナソニック電工	440,000	869	382,360,000	
いすゞ自動車	880,000	148	130,240,000	
トヨタ自動車	450,000	3,050	1,372,500,000	
本田技研	375,000	2,045	766,875,000	
スズキ	209,000	1,275	266,475,000	
シマノ	73,000	3,190	232,870,000	
ネットワンシステムズ	4,650	153,700	714,705,000	
ニコン	205,000	1,039	212,995,000	
キャノン	118,000	2,805	330,990,000	
アシックス	168,000	560	94,080,000	
リンテック	334,000	1,124	375,416,000	
任 天 堂	20,000	29,310	586,200,000	
伊 藤 忠	725,000	451	326,975,000	
三井物産	612,000	773	473,076,000	
東京エレクトロン	84,000	2,755	231,420,000	
三菱商事	440,000	1,118	491,920,000	
ケーズホールディングス	177,000	1,807	319,839,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	2,800,000	511	1,430,800,000	
りそなホールディングス	1,500	114,000	171,000,000	
中央三井トラストＨＤ	750,000	310	232,500,000	
三井住友フィナンシャルＧ	2,550	314,000	800,700,000	
千葉銀行	1,167,000	462	539,154,000	
セブン銀行	1,568	332,000	520,576,000	
みずほフィナンシャルＧ	3,300	212,500	701,250,000	
野村ホールディングス	500,000	749	374,500,000	
ＳＯＮＹ ＦＨ	940	262,900	247,126,000	

東京海上ＨＤ	275,000	2,620	720,500,000	
三井不動産	357,000	1,244	444,108,000	
三菱地所	364,000	1,236	449,904,000	
東日本旅客鉄道	1,300	754,000	980,200,000	
東海旅客鉄道	578	865,000	499,970,000	
山 九	1,050,000	320	336,000,000	
商船三井	446,000	472	210,512,000	
日本電信電話	1,680	431,000	724,080,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	6,170	160,100	987,817,000	
東京電力	255,000	2,950	752,250,000	
東北電力	246,000	2,410	592,860,000	
光 栄	28,000	882	24,696,000	
スクウェア・エニックス・ＨＤ	161,000	2,485	400,085,000	
コナミ	217,000	2,075	450,275,000	
ヤマダ電機	135,000	5,930	800,550,000	
合計	38,414,156		40,394,613,800	

（注） 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 200,000株

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年12月30日

資産総額	47,503,570,994円
負債総額	97,704,833円
純資産総額（ - ）	47,405,866,161円
発行済数量	115,235,451,578口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.4114円

（参考）アクティブ・ニッポン・マザーファンド
純資産額計算書

平成20年12月30日

資産総額	49,676,642,742円
負債総額	217,897,889円
純資産総額（ - ）	49,458,744,853円
発行済数量	54,759,269,263口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9032円

第 5 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	218,543,678,552	130,857,127,264
第2計算期間	440,541,051,893	245,114,848,108
第3計算期間	48,142,042,727	67,393,368,723
第4計算期間	9,421,770,714	60,108,114,886
第5計算期間	4,493,936,242	71,754,389,997
第6計算期間	3,964,190,474	38,860,495,120
第7計算期間	8,422,868,000	45,034,238,428
第8計算期間	12,796,281,380	23,374,340,675
第9計算期間	3,317,849,780	25,570,591,291
第10計算期間	1,587,697,878	9,520,881,593

（注）当初設定数量は24,388,852,920口です。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成20年12月末日現在、資本金の額は151億7,427万2,500円です。なお、発行可能株式総数は799万9,980株であり、260万8,525株を発行済みです。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受

けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（公募）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	13	43,869
追加型株式投資信託	257	4,710,282
株式投資信託 合計	270	4,754,151
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,010,156
公社債投資信託 合計	17	3,010,156
総合計	287	7,764,307

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第48期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第49期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第50期事業年度に係る中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

		第48期 (平成19年3月31日現在)		第49期 (平成20年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金		797		915	
預金		3,286,544		3,397,966	
有価証券		29,144,223		32,206,041	
支払委託金		2,039,370		-	
収益分配金		757,956		-	
償還金		1,281,413		-	
前払金		30		3,357	
前払費用		79,358		96,205	
未収入金		38,983		75,494	
未収委託者報酬		9,621,508		8,899,037	
未収収益		56,871		136,888	
貯蔵品		146,207		83,453	
繰延税金資産		731,054		779,955	
デリバティブ資産		-		1,172,830	
その他	1	11,654		30,104	
流動資産計		45,156,603	76.3	46,882,252	79.0
固定資産					
有形固定資産	2	1,824,086	3.1	1,618,595	2.7
建物		499,267		388,414	

器具備品		907,818			1,229,446		
土地		417,000			-		
建設仮勘定		-			735		
無形固定資産	3		1,404,601	2.4		1,989,254	3.3
ソフトウェア		1,191,767			1,976,209		
電話加入権		11,850			11,850		
その他		200,983			1,194		
投資その他の資産			10,795,565	18.2		8,890,810	15.0
投資有価証券		9,007,705			7,690,544		
関係会社株式		737,012			737,012		
出資金		226,126			166,719		
従業員長期貸付金		189,497			176,298		
長期差入保証金		627,430			633,855		
長期前払費用		10,287			10,039		
投資不動産	2	-			593,270		
その他		506			43		
貸倒引当金	6	3,000			1,116,972		
固定資産計			14,024,253	23.7		12,498,661	21.0
資産合計			59,180,856	100.0		59,380,914	100.0
（負債の部）							
流動負債							
預り金			43,592			50,693	
未払金	4		11,692,067			10,302,751	
未払収益分配金		777,951			27,011		
未払償還金		1,761,987			332,721		
未払手数料		5,424,512			4,943,985		
その他未払金		3,727,616			4,999,033		
未払費用			2,393,500			2,177,782	
未払法人税等	5		1,512,583			1,402,832	
未払消費税等			538,138			425,013	
前受金			348			329	
前受収益			66,100			39,700	
賞与引当金			838,700			480,300	
その他			-			21,767	
流動負債計			17,085,031	28.9		14,901,170	25.1
固定負債							
退職給付引当金			858,904			988,898	
役員退職慰労引当金			78,307			46,260	
繰延税金負債			1,915,808			2,300,289	
固定負債計			2,853,020	4.8		3,335,448	5.6
負債合計			19,938,052	33.7		18,236,618	30.7
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			15,174,272	25.7		15,174,272	25.6
資本剰余金							
資本準備金		11,495,727			11,495,727		
資本剰余金合計			11,495,727	19.4		11,495,727	19.4
利益剰余金							
利益準備金		374,297			374,297		
その他利益剰余金							
特別償却準備金		2,261			-		

別途積立金		2,800,000			2,800,000		
繰越利益剰余金		8,834,028			11,702,152		
利益剰余金合計			12,010,588	20.3		14,876,450	25.0
株主資本合計			38,680,588	65.4		41,546,450	70.0
評価・換算差額等							
其他有価証券評価差額金			562,216	0.9		402,154	0.7
評価・換算差額等合計			562,216	0.9		402,154	0.7
純資産合計			39,242,804	66.3		41,144,295	69.3
負債・純資産合計			59,180,856	100.0		59,380,914	100.0

(2) 【損益計算書】

		第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
営業収益							
委託者報酬			58,445,063			82,506,998	
その他営業収益			488,432			572,557	
営業収益計			58,933,495	100.0		83,079,556	100.0
営業費用							
支払手数料			33,691,905			48,784,763	
広告宣伝費			1,415,258			1,542,009	
公告費			10,794			9,189	
受益証券発行費			96,932			41,501	
調査費			2,094,056			4,197,737	
調査費		555,078			672,732		
委託調査費		1,538,978			3,525,004		
委託計算費			472,577			642,326	
営業雑経費			1,583,497			2,103,482	
通信費		226,689			283,069		
印刷費		644,336			918,929		
協会費		32,902			40,717		
諸会費		10,168			10,258		
その他営業雑経費		669,400			850,507		
営業費用計			39,365,023	66.8		57,321,011	69.0
一般管理費							
給料			4,174,588			4,208,378	
役員報酬	1	181,200			185,100		
給料・手当		2,718,896			3,139,424		
賞与		435,791			403,553		
賞与引当金繰入		838,700			480,300		
福利厚生費			471,209			548,953	
交際費			58,204			85,291	
寄付金			1,176			1,796	
旅費交通費			170,180			231,428	
租税公課			306,177			427,247	
不動産賃借料			646,084			666,919	
退職給付費用			272,142			309,416	
役員退職慰労引当金繰入			32,640			33,405	
固定資産減価償却費			406,515			713,538	
諸経費			769,819			1,349,328	
一般管理費計			7,308,737	12.4		8,575,704	10.3
営業利益			12,259,734	20.8		17,182,840	20.7
営業外収益							
受取配当金			482,340			205,108	
有価証券利息			63,198			473,605	
受取利息			4,536			4,674	
時効成立分配金・償還金			351,463			117,919	
有価証券償還益			24,360			226,585	

デリバティブ評価益			-			1,150,268	
その他			29,318			27,266	
営業外収益計			955,218	1.6		2,205,428	2.6
営業外費用							
時効成立後支払分配金・償還金			49,097			58,372	
貯蔵品廃棄損			149,447			161,462	
為替差損			-			1,632,650	
その他			730			41,095	
営業外費用計			199,275	0.3		1,893,580	2.3
経常利益			13,015,678	22.1		17,494,688	21.0
特別利益							
投資有価証券売却益	2		5,512,833			2,241,103	
固定資産売却益	3		624			-	
ゴルフ会員権売却益			-			13,021	
ゴルフ会員権償還益			18,663			-	
その他	4		4,119			-	
特別利益計			5,536,240	9.4		2,254,124	2.7
特別損失							
投資有価証券売却損			249,585			21,921	
固定資産除売却損	5		143,860			44,642	
減損損失	6		2,184,523			-	
貸倒引当金繰入額	7		-			1,113,972	
その他	8		47,357			3,737	
特別損失計			2,625,326	4.5		1,184,273	1.4
税引前当期純利益			15,926,592	27.0		18,564,539	22.3
法人税、住民税及び事業税		5,557,969			6,901,995		
法人税等調整額		1,708,825	7,266,795	12.3	997,192	7,899,187	9.5
当期純利益			8,659,797	14.7		10,665,351	12.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
				特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高	15, 174, 272	11, 495, 727	374, 297	15, 917	6, 500, 000	4, 124, 184	11, 014, 399	37,684, 399
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩し （主）	-	-	-	△6, 827	-	6, 827	-	-
特別償却準備金の取崩し	-	-	-	△6, 827	-	6, 827		
別途積立金 の取崩し（主）	-	-	-	-	△3, 700, 000	3, 700, 000	-	-
剰余金の配当（主）	-	-	-	-	-	△7, 499, 509	△7, 499, 509	△7,499, 509
役員賞与（主）	-	-	-	-	-	△164, 100	△164, 100	△164, 100
当期純利益	-	-	-	-	-	8, 659, 797	8, 659, 797	8,659, 797
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△13, 655	△3, 700, 000	4, 709, 844	996, 188	996, 188
事業年度末残高	15, 174, 272	11, 495, 727	374, 297	2, 261	2, 800, 000	8, 834, 028	12, 010, 588	38,680, 588

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前期末残高	564,295	564,295	38,248,695
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩し（主）	-	-	-
特別償却準備金の取崩し	-	-	-
別途積立金の取崩し（主）	-	-	-
剰余金の配当（主）	-	-	△7,499,509
役員賞与（主）	-	-	△164,100
当期純利益	-	-	8,659,797
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,079	△2,079	△2,079
事業年度中の変動額合計	△2,079	△2,079	994,109
事業年度末残高	562,216	562,216	39,242,804

（主）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
				その他利益剰余金		繰越利益 剰余金		
				特別償却 準備金	別途積立金			
前事業年度末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	2,261	2,800,000	8,834,028	12,010,588	38,680,588
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩し	-	-	-	△2,261	-	2,261	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△7,799,489	△7,799,489	△7,799,489
当期純利益	-	-	-	-	-	10,665,351	10,665,351	10,665,351
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2,261	-	2,868,123	2,865,862	2,865,862
事業年度末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	-	2,800,000	11,702,152	14,876,450	41,546,450

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前事業年度末残高	562,216	562,216	39,242,804
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩し	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△7,799,489
当期純利益	-	-	10,665,351
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△964,370	△964,370	△964,370
事業年度中の変動額合計	△964,370	△964,370	1,901,491
事業年度末残高	△402,154	△402,154	41,144,295

重要な会計方針

期別	第48期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第49期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法で計上しております。	(1) 子会社及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 時価法により計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
- | | |
|------|---------|
| 建物 | 7 ～ 50年 |
| 器具備品 | 5 ～ 10年 |

- (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
- | | |
|------|---------|
| 建物 | 7 ～ 50年 |
| 器具備品 | 5 ～ 10年 |
- (会計方針の変更)
法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。
当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。

- (追加情報)
当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。

- (2) 無形固定資産
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

- (2) 無形固定資産
同左

- (3) 長期前払費用
定額法によっております。

- (3) 長期前払費用
同左

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。
- (2) 賞与引当金
役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- (1) 貸倒引当金
債権等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。
- (2) 賞与引当金
同左

4 . リース取引の処理方法 5 . その他財務諸表作成のための重要な事項	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行なっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 同左 (1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左
---	--	---

会計方針の変更

期別	第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
----	---	---

1. 会計処理の変更	(1)貸借対照表の「純資産の部」の表示 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、39,242,804千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (2)役員賞与の会計処理 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。 この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ124,400千円減少しております。	
------------	--	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期 (平成19年3月31日現在)	第49期 (平成20年3月31日現在)																				
1 流動資産の「その他」の中には顧客分別金信託に伴う金銭の信託が10,000千円含まれております。 2 有形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="239 1612 638 1691"> <tr> <td>建物</td><td>1,340,367千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>1,994,292千円</td></tr> </table> 3 無形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="159 1859 670 1937"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>469,143千円</td></tr> <tr> <td>その他（電話施設利用権）</td><td>5,638千円</td></tr> </table> 4 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 3,664,317千円	建物	1,340,367千円	器具備品	1,994,292千円	ソフトウェア	469,143千円	その他（電話施設利用権）	5,638千円	1 流動資産の「その他」の中には顧客分別金信託に伴う金銭の信託が1,000千円含まれております。 2 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 <table data-bbox="877 1612 1308 1758"> <tr> <td>建物</td><td>735,161千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>1,604,537千円</td></tr> <tr> <td>投資建物</td><td>662,012千円</td></tr> <tr> <td>投資器具備品</td><td>26,457千円</td></tr> </table> 3 無形固定資産の減価償却累計額 <table data-bbox="877 1859 1372 1937"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>888,263千円</td></tr> <tr> <td>その他（電話施設利用権）</td><td>5,927千円</td></tr> </table> 4 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 4,620,908千円	建物	735,161千円	器具備品	1,604,537千円	投資建物	662,012千円	投資器具備品	26,457千円	ソフトウェア	888,263千円	その他（電話施設利用権）	5,927千円
建物	1,340,367千円																				
器具備品	1,994,292千円																				
ソフトウェア	469,143千円																				
その他（電話施設利用権）	5,638千円																				
建物	735,161千円																				
器具備品	1,604,537千円																				
投資建物	662,012千円																				
投資器具備品	26,457千円																				
ソフトウェア	888,263千円																				
その他（電話施設利用権）	5,927千円																				

5 未払法人税等の内訳は次の諸税金の未納付額であります。 <table> <tr> <td>住民税</td><td>641,341千円</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>871,241千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,512,583千円</td></tr> </table> _____ _____	住民税	641,341千円	事業税	871,241千円	合計	1,512,583千円	5 未払法人税等の内訳は次の諸税金の未納付額であります。 <table> <tr> <td>住民税</td><td>585,947千円</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>816,884千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,402,832千円</td></tr> </table> 6 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 7 債務保証 当社は、子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して保証を行っております。	住民税	585,947千円	事業税	816,884千円	合計	1,402,832千円
住民税	641,341千円												
事業税	871,241千円												
合計	1,512,583千円												
住民税	585,947千円												
事業税	816,884千円												
合計	1,402,832千円												

（損益計算書関係）

第48期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第49期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）																		
1 役員報酬の範囲額 <table> <tr> <td>取締役 月額</td><td>35,000千円</td></tr> <tr> <td>監査役 月額</td><td>6,000千円</td></tr> </table> 2 関係会社との取引 投資有価証券売却益 4,851,726千円 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>車両</td><td>624千円</td></tr> </table> 4 特別利益の「その他」の主な内訳 ゴルフ会員権貸倒引当金戻入 4,119千円 5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産売却損 <table> <tr> <td>建物</td><td>106,013千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>155千円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>19,875千円</td></tr> </table> 固定資産除却損 <table> <tr> <td>建物</td><td>425千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>17,390千円</td></tr> </table>	取締役 月額	35,000千円	監査役 月額	6,000千円	車両	624千円	建物	106,013千円	器具備品	155千円	土地	19,875千円	建物	425千円	器具備品	17,390千円	1 同左 2 関係会社との取引 投資有価証券売却益 2,067,950千円 _____ _____ 5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除却損 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>44,642千円</td></tr> </table>	器具備品	44,642千円
取締役 月額	35,000千円																		
監査役 月額	6,000千円																		
車両	624千円																		
建物	106,013千円																		
器具備品	155千円																		
土地	19,875千円																		
建物	425千円																		
器具備品	17,390千円																		
器具備品	44,642千円																		

6 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 福利厚生施設（大和投信浦安寮）

種類 建物及び土地

「浦安寮」についての位置付けを大和証券グループの補完的な寮としたことに伴い賃貸資産に区分され、資産区分は従来の「本社」のみのグルーピングから「本社」と「浦安寮」の2つのグルーピングへと変更しました。

「浦安寮」については、市場価格が大幅に下落しており、将来キャッシュフローが帳簿価格を大幅に下回るため、当該減少額を減損損失（2,184,523千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物136,118千円及び土地2,048,404千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額により評価しております。

7 貸倒引当金繰入額に関する注記

保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。

なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。

8 特別損失の「その他」の主な内訳

貯蔵品評価損 47,333千円
ゴルフ会員権売却損 24千円

8 特別損失の「その他」の主な内訳

会社清算損 3,069千円
保証金の返還に伴う損失 668千円

（株主資本等変動計算書関係）

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
----	-------	------------------------	---------------------	-----	-------

平成18年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	7,499	2,875	平成18年 3 月31日	平成18年 6 月23日
------------------------	------	-------	-------	-----------------	-----------------

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年 6 月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 7,799百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 2,990円

基準日 平成19年 3 月31日

効力発生日 平成19年 6 月25日

第49期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年 6 月22日 定時株主総会	普通株式	7,799	2,990	平成19年 3 月31日	平成19年 6 月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年 6 月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 8,555百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,280円

基準日 平成20年 3 月31日

効力発生日 平成20年 6 月23日

（リース取引関係）

第48期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第49期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
---	---

月価証券報告書（財務状況）

（借主側） リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	ソフトウェア	合計
取得価額相当額（千円）	7,852	-	7,852
減価償却累計額相当額（千円）	6,056	-	6,056
期末残高相当額（千円）	1,796	-	1,796

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

1年以内1,796千円

1年超-千円

合計1,796千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料2,395千円

減価償却費相当額2,395千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（借主側） リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	
該当事項はありません。	
未経過リース料期末残高相当額	
該当事項はありません。	
支払リース料及び減価償却費相当額	
支払リース料	1,796千円
減価償却費相当額	1,796千円
減価償却費相当額の算定方法	
同左	

（有価証券関係）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	第48期 （平成19年3月31日現在）			第49期 （平成20年3月31日現在）		
	取得原価 （千円）	貸借対照表 計上額 （千円）	差額 （千円）	取得原価 （千円）	貸借対照表 計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
株式	55,101	218,472	163,370	55,101	73,804	18,702
債券	150,000	156,075	6,075	50,000	50,105	105
その他						
証券投資信託の受益証券	3,944,950	4,764,879	819,929	3,110,512	3,238,991	128,479
小計	4,150,051	5,139,426	989,374	3,215,614	3,362,900	147,286
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						

債券	-	-	-	13,669,870	11,886,801	1,783,068
その他						
証券投資信託の受益証券	1,407,010	1,372,161	34,848	2,816,910	2,591,485	225,424
小計	1,407,010	1,372,161	34,848	16,486,780	14,478,287	2,008,493
合計	5,557,062	6,511,588	954,525	19,702,395	17,841,188	1,861,206

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
売却額（千円）	8,446,553	3,892,206
売却益の合計額（千円）	5,512,833	2,241,103
売却損の合計額（千円）	249,585	21,921

３．時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

区分	第48期 (平成19年 3 月31日現在)	第49期 (平成20年 3 月31日現在)
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	737,012	737,012
小計	737,012	737,012
その他有価証券		
非上場株式	2,496,117	1,314,612
外貨建資産担保債券	-	2,504,860
MMF・中期国債ファンド・FFF	29,144,223	18,235,925
小計	31,640,341	22,055,397
合計	32,377,353	22,792,409

４．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

第48期（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
債券				
社債	-	150,000	-	-
その他				
証券投資信託の 受益証券	-	1,022,721	1,916,922	505,933
合計	-	1,172,721	1,916,922	505,933

第49期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
債券				
社債	150,000	-	-	-
その他	13,569,000	-	-	-

その他 証券投資信託の 受益証券	1,023,578	434,463	1,611,490	86,955
合計	14,742,578	434,463	1,611,490	86,955

５．デリバティブ取引関係

（１）取引の状況に関する事項

第48期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第49期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
	1．取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。 2．取引に対する取組方針 為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。 3．取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。 4．取引に係るリスク管理体制 為替予約取引開始にあたっては、事前に取り締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。 なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。

（２）取引の時価等に関する事項

区分	種類	第48期 （平成19年 3 月31日現在）			第49期 （平成20年 3 月31日現在）		
		契約額等 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）	契約額等 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引	為替予約取引	-	-	-	16,334,748	1,150,268	1,150,268

（注）時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

（退職給付関係）

第48期 (平成19年3月31日現在)	第49期 (平成20年3月31日現在)												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>858,904千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>858,904千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>272,142千円</td></tr> </table> なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額92,983千円が含まれております。	退職給付債務	858,904千円	退職給付引当金	858,904千円	退職給付費用	272,142千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>988,898千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>988,898千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>309,416千円</td></tr> </table> なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額106,630千円が含まれております。	退職給付債務	988,898千円	退職給付引当金	988,898千円	退職給付費用	309,416千円
退職給付債務	858,904千円												
退職給付引当金	858,904千円												
退職給付費用	272,142千円												
退職給付債務	988,898千円												
退職給付引当金	988,898千円												
退職給付費用	309,416千円												

(税効果会計関係)

第48期 (平成19年3月31日現在)	第49期 (平成20年3月31日現在)																																																																																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>減損損失否認</td><td>888,882</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>354,508</td></tr> <tr> <td>退職給与引当金繰入限度超過額</td><td>349,488</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損否認</td><td>345,773</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td>341,267</td></tr> <tr> <td>株式譲渡損繰延</td><td>155,151</td></tr> <tr> <td>出資金評価損否認</td><td>120,830</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>38,093</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>31,863</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>26,896</td></tr> <tr> <td>社会保険料否認</td><td>22,249</td></tr> <tr> <td>貯蔵品評価損否認</td><td>19,259</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア開発費否認</td><td>11,524</td></tr> <tr> <td>一括償却資産</td><td>7,700</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>20,899</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>2,734,388</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,542,565</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,191,823</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>株式譲渡益</td><td>1,986,751</td></tr> <tr> <td>有価証券評価差額</td><td>385,711</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,113</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>2,376,577</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>1,184,754</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	減損損失否認	888,882	未払事業税	354,508	退職給与引当金繰入限度超過額	349,488	投資有価証券評価損否認	345,773	賞与引当金繰入限度超過額	341,267	株式譲渡損繰延	155,151	出資金評価損否認	120,830	器具備品	38,093	役員退職慰労引当金	31,863	前受収益	26,896	社会保険料否認	22,249	貯蔵品評価損否認	19,259	ソフトウェア開発費否認	11,524	一括償却資産	7,700	その他	20,899	繰延税金資産小計	2,734,388	評価性引当額	1,542,565	繰延税金資産合計	1,191,823	繰延税金負債		株式譲渡益	1,986,751	有価証券評価差額	385,711	その他	4,113	繰延税金負債合計	2,376,577	繰延税金負債の純額	1,184,754	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>減損損失否認</td><td>887,301</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金否認</td><td>454,496</td></tr> <tr> <td>退職給与引当金繰入限度超過額</td><td>402,382</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>332,390</td></tr> <tr> <td>株式譲渡損繰延</td><td>287,965</td></tr> <tr> <td>有価証券評価差額</td><td>275,900</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損否認</td><td>214,784</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td>168,660</td></tr> <tr> <td>出資金評価損否認</td><td>118,268</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>38,093</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>18,823</td></tr> <tr> <td>社会保険料否認</td><td>18,208</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>16,153</td></tr> <tr> <td>一括償却資産</td><td>10,048</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>23,392</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>3,266,871</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,947,529</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,319,341</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>株式譲渡益</td><td>2,837,113</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,562</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>2,839,675</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>1,520,333</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	減損損失否認	887,301	貸倒引当金否認	454,496	退職給与引当金繰入限度超過額	402,382	未払事業税	332,390	株式譲渡損繰延	287,965	有価証券評価差額	275,900	投資有価証券評価損否認	214,784	賞与引当金繰入限度超過額	168,660	出資金評価損否認	118,268	器具備品	38,093	役員退職慰労引当金	18,823	社会保険料否認	18,208	前受収益	16,153	一括償却資産	10,048	その他	23,392	繰延税金資産小計	3,266,871	評価性引当額	1,947,529	繰延税金資産合計	1,319,341	繰延税金負債		株式譲渡益	2,837,113	その他	2,562	繰延税金負債合計	2,839,675	繰延税金負債の純額	1,520,333
繰延税金資産	千円																																																																																																		
減損損失否認	888,882																																																																																																		
未払事業税	354,508																																																																																																		
退職給与引当金繰入限度超過額	349,488																																																																																																		
投資有価証券評価損否認	345,773																																																																																																		
賞与引当金繰入限度超過額	341,267																																																																																																		
株式譲渡損繰延	155,151																																																																																																		
出資金評価損否認	120,830																																																																																																		
器具備品	38,093																																																																																																		
役員退職慰労引当金	31,863																																																																																																		
前受収益	26,896																																																																																																		
社会保険料否認	22,249																																																																																																		
貯蔵品評価損否認	19,259																																																																																																		
ソフトウェア開発費否認	11,524																																																																																																		
一括償却資産	7,700																																																																																																		
その他	20,899																																																																																																		
繰延税金資産小計	2,734,388																																																																																																		
評価性引当額	1,542,565																																																																																																		
繰延税金資産合計	1,191,823																																																																																																		
繰延税金負債																																																																																																			
株式譲渡益	1,986,751																																																																																																		
有価証券評価差額	385,711																																																																																																		
その他	4,113																																																																																																		
繰延税金負債合計	2,376,577																																																																																																		
繰延税金負債の純額	1,184,754																																																																																																		
繰延税金資産	千円																																																																																																		
減損損失否認	887,301																																																																																																		
貸倒引当金否認	454,496																																																																																																		
退職給与引当金繰入限度超過額	402,382																																																																																																		
未払事業税	332,390																																																																																																		
株式譲渡損繰延	287,965																																																																																																		
有価証券評価差額	275,900																																																																																																		
投資有価証券評価損否認	214,784																																																																																																		
賞与引当金繰入限度超過額	168,660																																																																																																		
出資金評価損否認	118,268																																																																																																		
器具備品	38,093																																																																																																		
役員退職慰労引当金	18,823																																																																																																		
社会保険料否認	18,208																																																																																																		
前受収益	16,153																																																																																																		
一括償却資産	10,048																																																																																																		
その他	23,392																																																																																																		
繰延税金資産小計	3,266,871																																																																																																		
評価性引当額	1,947,529																																																																																																		
繰延税金資産合計	1,319,341																																																																																																		
繰延税金負債																																																																																																			
株式譲渡益	2,837,113																																																																																																		
その他	2,562																																																																																																		
繰延税金負債合計	2,839,675																																																																																																		
繰延税金負債の純額	1,520,333																																																																																																		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳				2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳			
法定実効税率 (調整)		40.69%		法定実効税率 (調整)		40.69%	
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.15		交際費等永久に損金に算入されない項目		0.20	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.34		受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.52	
住民税均等割		0.03		住民税均等割		0.02	
評価性引当額		5.03		評価性引当額		2.45	
その他		0.05		その他		0.29	
税効果会計適用後の法人税等の負担率		45.62		税効果会計適用後の法人税等の負担率		42.55	

(関連当事者との取引)

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	178,324	持ち株会社	100.0	役員 2人	経営管理	有価証券の売却 売却代金 売却益	5,590,761 4,851,726	- -	- -

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	証券業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	23,821,581	未払手数料	4,396,864
親会社の子会社	大和証券エスエムビーシー㈱	東京都千代田区	255,700	証券業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	1,072,285	未払手数料	102,859

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	178,324	持ち株会社	100.0	役員 2人	経営管理	有価証券の売却 売却代金 売却益	3,153,487 2,067,950	- -	- -

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

２．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	31,893,085	未払手数料	3,927,855
親会社の子会社	大和証券エスエムビーシー(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	1,197,059	未払手数料	82,472
								為替予約	25,434,342	-	-
親会社の子会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,074,141	その他未払金	321,615

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (１) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (２) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (３) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (４) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して購入価格を決定しております。

(１株当たり情報)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 15,044.05円 1株当たり当期純利益 3,319.80円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 15,773.01円 1株当たり当期純利益 4,088.65円 同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当期純利益（千円）	8,659,797	10,665,351
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成20年 9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		3,584,194
有価証券		26,251,951
未収委託者報酬		8,211,233
貯蔵品		68,984
繰延税金資産		356,572
デリバティブ資産		31,948
その他		199,363
流動資産計		38,704,248
固定資産		
有形固定資産	1	1,464,369
無形固定資産		1,868,989
投資その他の資産		
投資有価証券		9,021,178
その他	1	1,552,276
貸倒引当金	2	1,267,185
投資その他の資産合計		9,306,270
固定資産計		12,639,629
資産合計		51,343,877

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成20年 9月30日)		
負債の部		
流動負債		
未払金		7,027,746
未払法人税等		1,091,821
賞与引当金		194,000
その他	4	2,190,491
流動負債計		10,504,059
固定負債		
繰延税金負債		2,122,867
退職給付引当金		1,045,050
役員退職慰労引当金		59,610
固定負債計		3,227,528
負債合計		13,731,588

純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	2,800,000
繰越利益剰余金	8,050,878
利益剰余金合計	11,225,175
株主資本合計	37,895,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	282,886
評価・換算差額等合計	282,886
純資産合計	37,612,289
負債・純資産合計	51,343,877

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,116,478
その他営業収益	248,863
営業収益計	40,365,342
営業費用	
支払手数料	23,959,701
その他営業費用	3,970,640
営業費用計	27,930,341
一般管理費	1 4,077,894
営業利益	8,357,106
営業外収益	2 1,182,712
営業外費用	1 , 3 1,289,770
経常利益	8,250,049
特別利益	1,293
特別損失	7,822
税引前中間純利益	8,243,519
法人税、住民税及び事業税	3,174,696
法人税等調整額	164,136
中間純利益	4,904,687

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位: 千円)

	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	2,800,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,800,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	11,702,152
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,555,962
中間純利益	4,904,687
当中間期変動額合計	3,651,274
当中間期末残高	8,050,878

(単位: 千円)

	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
利益剰余金合計	

前期末残高	14,876,450
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,555,962
中間純利益	4,904,687
当中間期変動額合計	3,651,274
当中間期末残高	11,225,175
株主資本合計	
前期末残高	41,546,450
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,555,962
中間純利益	4,904,687
当中間期変動額合計	3,651,274
当中間期末残高	37,895,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	402,154
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	119,268
当中間期変動額合計	119,268
当中間期末残高	282,886
評価・換算差額等合計	
前期末残高	402,154
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	119,268
当中間期変動額合計	119,268
当中間期末残高	282,886
純資産合計	
前期末残高	41,144,295
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,555,962
中間純利益	4,904,687
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	119,268
当中間期変動額合計	3,532,006
当中間期末残高	37,612,289

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
--	--

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法で計上しております。 (3) デリバティブ取引 時価法により計上しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次の通りであります。 建物 7～50年 器具備品 5～10年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4. 消費税等の会計処理	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
5. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
(リース取引に関する会計基準等) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。	
(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当中間会計期間から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号)を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
1. 減価償却累計額	
有形固定資産	2,535,700千円
投資不動産	695,574千円
2. 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。	
3. 債務保証	
当社は、子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務795,850千円に対して保証を行っております。	
4. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	202,006千円
無形固定資産	291,294千円
投資不動産	7,104千円
2. 営業外収益の主要項目	
有価証券利息	210,872千円
為替差益	896,638千円
3. 営業外費用の主要項目	
貸倒引当金繰入額	150,213千円

デリバティブ損失

997,832千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月22日 定時株主総会	普通株式	8,555	3,280	平成20年 3月31日	平成20年 6月23日

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		
	有形固定資産 (工具、器具 及び備品)	合計
	千円	千円
取得価額相当額	4,290	4,290
減価償却累計額 相当額	2,758	2,758
中間期末残高 相当額	1,532	1,532
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。		
未経過リース料中間期末残高相当額		
1 年 内	1,273千円	
1 年 超	326千円	
合 計	1,600千円	
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。		
支払リース料及び減価償却費相当額		
支払リース料	657千円	

減価償却費相当額 612千円

減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1．時価のある有価証券

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 其他有価証券			
株 式	55,101	84,233	29,131
債 券	50,000	49,915	85
そ の 他			
証券投資信託の受益証券	5,815,150	5,318,862	496,288
計	5,920,252	5,453,010	467,241

2．時価評価されていない主な有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 其他有価証券	
非上場株式	1,312,394
外貨建資産担保債券	2,589,363
MMF	25,181,349
計	29,083,107
(2) 子会社株式及び関連会社株式	737,012
計	737,012

（デリバティブ取引関係）

（1）取引の状況に関する事項

当中間会計期間
（自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日）

1. 取引の内容及び利用目的
当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。
2. 取引に対する取組方針
為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。
3. 取引に係るリスクの内容
為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。
4. 取引に係るリスク管理体制
為替予約取引開始にあたっては、事前に取り締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。
なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。

(2) 取引の時価等に関する事項

区分	種類	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
		契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	為替予約取引	1,469,068	31,948	31,948

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き

邦貨換算した額となっております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	14,418.99円
1株当たり中間純利益	1,880.25円
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益(千円)	4,904,687
普通株式に係る中間純利益(千円)	4,904,687
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成20年7月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 公告の方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成20年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成20年3月 末日現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
大和証券エスエムビーシー株式会社	255,700	
安藤証券株式会社	2,280	
岩井証券株式会社	10,004	
エイチ・エス証券株式会社	3,000	
永和証券株式会社	500	
エース証券株式会社	8,831	
株式会社ＳＢＩ証券	47,920	
エル・ピー・エル日本証券株式会社	5,358	
オリエント証券株式会社	788	
かざか証券株式会社	15,446	
金山証券株式会社	504	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
国府証券株式会社	100	
ジーク証券株式会社	1,192	
荘内証券株式会社	100	
スターツ証券株式会社	500	
そしあす証券株式会社	4,727	
中央証券株式会社	4,374	
内藤証券株式会社	3,002	
中泉証券株式会社	155	
新潟証券株式会社	600	
日産センチュリー証券株式会社	3,028	
のぞみ証券株式会社	2,091	
瀋陽証券株式会社	112	
日の出証券株式会社	4,650	

廣田証券株式会社	600	
松阪証券株式会社	100	
マネックス証券株式会社	7,425	
丸福証券株式会社	852	
三菱ＵＦＪ証券株式会社	65,518	
武蔵証券株式会社	201	
豊証券株式会社	2,540	
楽天証券株式会社	7,400	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	
株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	419,781	
株式会社秋田銀行	14,100	
株式会社阿波銀行	23,400	
株式会社愛媛銀行	19,078	
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	
株式会社香川銀行	12,014	
株式会社関西アーバン銀行	37,040	
株式会きらやか銀行	7,700	
株式会社京葉銀行	49,759	
株式会社高知銀行	12,044	
株式会社西京銀行	11,300	
株式会社滋賀銀行	33,076	
株式会社島根銀行	6,400	
湘南信用金庫	16,862	（注１）
住友生命保険相互会社	369,000	（注３）
株式会社大光銀行	10,000	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社第三銀行	22,461	
株式会社第四銀行	32,776	
株式会社大東銀行	14,706	
中央三井信託銀行株式会社	379,197	（注４）
株式会社中国銀行	15,149	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社東北銀行	8,233	
株式会社東和銀行	39,565	
株式会社栃木銀行	27,408	
株式会社鳥取銀行	9,061	
株式会社富山銀行	5,462	
株式会社富山第一銀行	8,000	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社百十四銀行	37,322	
株式会社広島銀行	54,573	
株式会社びわこ銀行	28,000	
株式会社福邦銀行	4,300	
株式会社豊和銀行	12,495	
株式会社北陸銀行	140,409	

株式会社三重銀行	15,295	
株式会社みちのく銀行	24,167	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595	（注5）
株式会社三井住友銀行	664,986	（注2）
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	（注4）
株式会社みなと銀行	27,484	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社南日本銀行	9,101	
株式会社宮崎太陽銀行	5,752	
株式会社山梨中央銀行	15,400	
株式会社琉球銀行	54,127	

（注1）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

（注2）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（注3）保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

（注4）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（注5）保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

委託会社は、安藤証券株式会社の株式を40,000株所有しております。

委託会社は、そしあす証券株式会社の株式を207,750株所有しております。

委託会社は、リテラ・クレア証券株式会社の株式を615,736株所有しております。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本の額：10,000百万円（平成20年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成20年2月12日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（第9期）・同添付書類
平成20年8月12日	半期報告書（第10期中）、有価証券届出書の訂正届出書・同添付書類

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクティブ・ニッポンの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクティブ・ニッポンの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社
員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員

指 定 社
員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社
員 公認会計士
業務執行社員
堀 内 巧 印

指 定 社
員 公認会計士
業務執行社員
小 澤 陽 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクティブ・ニッポンの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクティブ・ニッポンの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

当監査法人は、証券取引法第193条の2の 指 定 社
員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員

指 定 社
員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。